

5-6_奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程
奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における
不正行為の防止等に関する規程

〔 制 定 平成28年 2月22日
最近改正 令和 7年 9月 8日 〕

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、奈良学園大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、責任体制を明確化するとともに必要な事項を定め、公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、各府省庁及び各府省庁所管の独立行政法人等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。公的研究費以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、特段の定め又は契約がない場合は、この規程を準用する。なお、学内研究費（個人研究費、共同研究費等）においても、この規程を準用する。

2 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動を行う次の者とする。このうち、第2号から第4号及び第6号から第8号の者については、本学が定めた研究の実施等に関する諸規定その他法令等を遵守する責務を有することを前提とする。

- (1) 本学の専任教員
- (2) 本学の客員教員
- (3) 本学の特別客員教員
- (4) 学長が認めた本学の非常勤講師
- (5) 本学の専任職員
- (6) 本学の学生
- (7) 本学が研究者番号を付与した臨床教員
- (8) その他学長が必要と認めたもの

3 この規程において「公的研究費の不正使用」とは、公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令等に違反して公的研究費を使用することをいう。

4 この規程において「研究活動における不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる捏造、改ざん、盗用等の行為をいう。

(組織)

第3条 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を図るため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者、部門の管理責任者及び担当責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、最終責任を負う最高管理責任者は、学長とし、職名を公開する。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者、部門の管理責任者及び担当責任者を任命し、これらの者が責任を持って公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を行うことができるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策を行うため、奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、周知しなければならない。

（統括管理責任者）

- 第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、統括副学長とし、職名を公開する。ただし、統括副学長を置かない場合は、副学長とし、職名を公開する。
- 2 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策を行うため、組織横断的な体制を統括する責任者として、第4条第3項で定める基本方針に基づき、奈良学園大学における研究不正防止計画（以下「研究不正防止計画」という。）を策定し、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

- 第6条 公的研究費の不正使用の防止について、実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は、事務局長とし、職名を公開する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 公的研究費の不正使用の防止対策を行い、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 公的研究費の不正使用の防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 研究者が公的研究費の不正使用を行っていないか等を監査室と連携してモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（研究倫理教育責任者）

- 第7条 研究活動における不正行為の防止について、実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者は、学部長及び研究科長とし、職名を公開する。
- 2 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 研究者等を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。
 - (2) 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する。

（部門の管理責任者）

- 第8条 公的研究費に関する各学部の実質的な責任と権限を持つ部門の管理責任者は、各学部長とし、職名を公開する。

（担当責任者）

- 第9条 公的研究費に関する事務全般を行い、公的研究費の執行する担当責任者は、事務局長とし、

5-6_奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程
職名を公開する。

(研究者等の責務)

- 第10条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等は、最高管理責任者が定める奈良学園大学における研究者等の行動規範（以下「研究者等行動規範」という。）及び奈良学園大学における公的研究費の使用に係る行動規範（以下「使用行動規範」という。）を遵守しなければならない。
- 2 前項の研究者等は、行動規範を遵守することを約するため、公的研究費の使用にあたっての誓約書（別紙様式第1号）又は（別紙様式第2号）を最高管理責任者に提出する。

(ルール of 明確化)

- 第11条 統括管理責任者及び部門の管理責任者は、公的研究費に係る事務手続きに関する必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。

(職務権限)

- 第12条 公的研究費の執行及び事務処理に関する職務権限は、学校法人奈良学園組織規則及び学校法人奈良学園決裁規程等、学校法人奈良学園諸規程及び本学関係諸規定の定めによる。

(職務分掌)

- 第13条 公的研究費の執行に関する職務分掌は次のとおりとする。
- (1) 研究者 物品購入依頼に関する書類の作成、出張伺の作成、その他公的研究費支出に関わる提出書類の作成に関すること
 - (2) 事務局長 予算執行状況の検証、不正防止計画の推進、不正行為等に関する通報の受付、内部監査に関すること
 - (3) 事務局経理担当者 予算執行状況管理及び支出管理、内部監査に関すること
 - (4) 事務局総務担当者 内部監査に関すること
 - (5) 公的研究費経理担当者 物品の発注及び検収、旅費及び公的研究費に関わる謝金等の実施確認、事務処理相談、公的研究費の使用ルール等の相談、内部監査に関すること

(事務処理の相談窓口)

- 第14条 総務企画課は、公的研究費事務担当者を定め、公的研究費に関する事務全般を担当するとともに、事務処理手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、研究遂行を支援する。
- 2 事務局経理課は、公的研究費経理担当者を定め、公的研究費の使用に関する事務全般を担当するとともに、事務処理手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、研究遂行を支援する。

(公的研究費の適正な運営・管理)

- 第15条 公的研究費の適正な運営・管理を次のとおり行うものとする。
- (1) 統括管理責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 公的研究費の執行状況管理及び支出管理は法人本部事務局経理担当者が行うものとする。
 - (3) 物品の購入及び出張旅費等は、当該研究費の執行基準及び本学関係諸規程に従い適正に執行しなければならない。
 - (4) 公的研究費経理担当者は、納品書等と現物を照合のうえ、検収印を押印しなければならない。

(関係者の意識向上)

第16条 統括管理責任者は、研究者等の公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に対する意識向上を図るために、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関する説明会の開催などの必要な方策を講じなければならない。

(不正防止)

第17条 最高管理責任者は、公的研究費に関わって不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

(研究不正防止推進委員会)

第18条 第1条に定める公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を図るため最高管理責任者のもとに研究不正防止推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(不正防止計画の推進)

第19条 統括管理責任者は、公的研究費に関わって不正の発生する要因の把握に努め、関係部門と連携・協力して不正防止計画を策定・実施しなければならない。

2 大学全体の観点から実態を把握・検証し、不正防止計画を推進するために、不正防止計画推進担当者を置く。不正防止計画推進担当者は、コンプライアンス推進責任者とする。

(関係法令等の遵守)

第20条 公的研究費の執行にあたっては、関係法令および当該研究費の執行基準等のほか、本学関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第21条 部門の管理責任者及び担当責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 公的研究費等に係る契約事務、物品購入事務、旅費事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費等を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに学校法人奈良学園経理規則、学校法人奈良学園旅費規程等、学校法人奈良学園及び本学関係諸規定の定めによるものとする。

3 部門の管理責任者及び担当責任者は、納品検収等の研究費管理体制を整備しなければならない。

4 公的研究費等に係る取引を行う全ての業者に対して、本規程、調達に関する基本方針及び発注・納品・検収に係るルール等を周知しなければならない。

5 前項の業者又はそれを代表する者は、調達に関する基本方針及びルール等を遵守することを約するため、公的研究費の取引にあたっての誓約書（別紙様式第3号）を最高管理責任者に提出する。

(不正関与業者への対応)

第22条 公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、学校法人奈良学園常勤理事会の決議により、取引停止等の措置を行うことができる。

(通報窓口の設置)

第23条 公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為等に関する学内外からの通報窓口については、コンプライアンス推進責任者とする。

(調査委員会)

5-6_奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程
第24条 公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為等を調査するための調査委員会については、別に定める。

(モニタリング及び内部監査)

第25条 公的研究費の適正な管理等に関するモニタリング及び監査（以下「内部監査」という。）は、事務局経理課及び学校法人奈良学園監査室が実施する。

2 前項の内部監査は、学校法人奈良学園監事及び外部機関による監査を妨げない。

(内部監査の実施)

第26条 内部監査は、学校法人奈良学園内部監査規程に基づき、実施する。

2 前項に定めるもののほか、内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施する。

- (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止などの体制整備について検証し、必要に応じて改善を促す。
- (2) 推進委員会と連携し、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行う。
- (3) 学校法人奈良学園監事及び会計監査人との連携を強化した監査を行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、最高管理責任者が定める。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、常勤理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は平成28年2月22日から施行する。
- 2 奈良学園大学における公的研究費の取扱い等に関する規程（平成26年4月1日施行）は廃止する
- 3 奈良学園大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程（平成26年4月1日施行）は廃止する

附 則

この規程は、平成30年4月1日に遡及し適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月8日から施行する。

公的研究費の使用にあたっての誓約書

最高管理責任者 殿

私は、公的研究費等の執行について、下記事項を誓約いたします。

記

1. 私は、奈良学園大学における研究者等の行動規範及び奈良学園大学における公的研究費の使用に係る行動規範を遵守します。
2. 研究活動にあっては、研究の自立性が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚して、奈良学園大学の関係規則等を遵守し、研究活動の不正行為を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しない、常に正直、誠実に判断して行動することを約束します。
3. 経費の執行にあっては、奈良学園大学の関係規則及び当該研究費に関し定められた補助条件や使用ルール等を遵守し、研究費を公正かつ効率的に使用し、不正使用を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを約束します。
4. 規則等に違反して、不正を行った場合は、奈良学園大学並びに配分機関の処分及び法的な責任は私が負うことを誓約します。

日付（記入日）：平成 年 月 日

所属 _____

氏名（自署） _____

※「公的研究費」とは、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

〔作成上の注意〕

1. 本様式は、毎会計年度、公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等が自ら作成し、コンプライアンス推進責任者が保管する。

公的研究費の使用にあたっての誓約書

最高管理責任者 殿

私は、公的研究費等の執行について、下記事項を誓約いたします。

記

1. 私は、奈良学園大学における研究者等の行動規範及び奈良学園大学における公的研究費の使用に係る行動規範を遵守します。
2. 研究活動並びに経費執行の支援にあつては、奈良学園大学の関係規則及び当該研究費に関し定められた補助条件や使用ルール等を遵守し、研究費を公正かつ効率的に使用し、不正使用や研究における不正行為を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを約束します。
3. 規則等に違反して、不正を行った場合は、奈良学園大学並びに配分機関の処分及び法的な責任は私が負うことを誓約します。

日付（記入日）：平成 年 月 日

所属 _____

氏名（自署） _____

※「公的研究費」とは、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

〔作成上の注意〕

1. 本様式は、毎会計年度、公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等が自ら作成し、コンプライアンス推進責任者が保管する。

公的研究費の取引にあたっての誓約書

最高管理責任者 殿

当社（当法人）は、奈良学園大学との公的研究費等による物品調達等の取引（受託業務・修繕・保守等を含む）において、下記事項を誓約いたします。

記

1. 奈良学園大学との取引に当たり、奈良学園大学の関係規則及び当該研究費に関し定められた補助条件や使用ルール等を遵守し、不正に関与しないこと。
2. 奈良学園大学における内部監査、その他調査等において、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 奈良学園大学との取引に当たり、当社（当法人）が不正に関与したと認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 奈良学園大学の研究者等から、不正な行為の依頼等があった場合には、コンプライアンス推進責任者に速やかに通報すること。

日付（記入日）：平成 年 月 日

所在地 _____

会社（法人）名 _____

代表者 _____ 印 _____

〔作成上の注意〕

1. 本様式は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程第21条第5号の規定に基づき、毎会計年度、業者担当者が作成し、事務局総務企画課に提出してください。